

# 川上村いじめ防止基本方針

令和8年（2026年）2月1日

川 上 村

川上村教育委員会

## 目次

### はじめに

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向	3
1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向	3
2 いじめとは	3
(1) いじめの認知	3
(2) 見えにくいいじめ	3
(3) いじめの背景	4
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめを未然に防ぐために	4
(2) いじめを早期に発見するために	5
(3) いじめに適切に対応するために	5
II いじめ防止等のための対策	6
1 村の取組	6
(1) いじめ等対策連絡協議会	6
(2) 未然防止の取組	6
(3) 早期発見の取組	6
(4) いじめへの対応	7
(5) その他	7
2 学校の取組	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	7
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置	7
(3) 未然防止の取組	8
(4) 早期発見の取組	9
(5) いじめへの対応	9
(6) ネット上のいじめへの対応	10
(7) その他	10
3 学校と家庭、地域、関係機関、関係団体が連携したいじめ防止等の取組	11
(1) 保護者の役割	11
(2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携	11
(3) 関係機関、関係団体との連携	11
4 重大事態への対応	11
(1) 学校の対応	12
(2) 教育委員会又は学校の対応	12
(3) 村長等による対応	13

## はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、解決が困難な事案につながるおそれのある深刻な問題です。

いじめは、どの子どもにもどの集団にも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性があります。また、いじめを受けた子どものみならず、いじめを行った子ども、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見てみぬふりをしたりした子どもを含むすべての子どもの心身の健全な発達の大きな妨げとなります。

いじめによって子どもが辛く悲しい思いをすることがないようにするためにには、子どもを取り囲むすべての大人が「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、役割と責任を自覚し、いじめ問題に取り組むことが大切です。いじめ問題への取り組みは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

学校では、すべての児童生徒を対象に教職員が一人で抱え込まずに学校の教職員全員が一丸となって組織的な対応をすることが必要です。また、保護者、地域の方々、関係機関と連携して取り組むことも欠かせません。

このたび、いじめ問題の克服に向けて、村・教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携を強化し、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第12条の規定に基づき、国・県の基本方針を踏まえ、「川上村いじめ防止基本方針」を策定します。

令和8年2月

川上村  
川上村教育委員会

# I いじめ防止等のための対策の基本的な方向

## I いじめ防止等のための対策の基本的な方向

- ①すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようになるとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努めます。
- ②児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることのできる機会を設けるように努めます。
- ③児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見、早期対応に努めます。
- ④いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援、指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの認知

【「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。】

学校では、上記「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして複数の教員で行います。

そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、些細な出来事であっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要です。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけることが重要です。

### (2) 見えにくいいじめ

いじめ行為の代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などです。これらの行為だけをみれば、好ましくはないものの、「ささいなこと」、日常的によくあるトラブルです。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち、困惑、不安感、屈辱感、孤立感、恐怖感などがつのり、精神的に追い込まれていくことがあります。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、犯罪行為として取り扱われるべきものにエスカレートしていく危険性もあります。

いじめは、大人の目につきにくいように行われることが多いため、気づかず見過ごしてしま

ったり、気づいてもふざけ遊びや、よくあるトラブルなどと判断して見逃してしまったりすることもあります。さらに、「いじめは簡単に解決されない」、「解決が不十分だとよけいにいじめがエスカレートすることもある」と生活経験から感じている児童生徒もあり、自分からいじめを訴えないこともあります。

いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的、精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見るようにしていくことが必要です。

### (3) いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられます。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合があります。

- ①児童生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえていない。
- ②直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- ③心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。

そのため、児童生徒を取り巻く状況などを多方面から探り、気持ちを読み取るようにすることが必要です。そうすることが日常的な未然防止にもつながります。

また、児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、パソコンや携帯電話などで誹謗中傷や嫌なことをされる事案が近年増加傾向にあります。インターネット上のいじめへの対策も急務です。

## 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの多くは、学校で発生するため、まず、学校や教育委員会が取り組むべき教育課題です。しかし、いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせません。児童生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人がかかわり、社会全体で児童生徒を見守っていくことがいじめ防止につながります。

### (1) いじめを未然に防ぐために

学校では、次のような視点を大切にし、いじめが発生してから対応するという考え方ではなく、未然防止に力点を置いたいじめの起きにくい学校づくりを進めます。

- ①児童生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」ことや、命の尊さについて理解を促す。

- ②児童生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ③児童生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導する。
- ④児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。

保護者や地域では、学校の取組を理解し、日常的な家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて子どもたちを見守り、関わっていくことが大切です。

## (2) いじめを早期に発見するために

学校、家庭、地域の大人が連携して児童生徒を見守り、いじめを見逃さないようにします。次のような点を大切にして、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をすることが必要です。

- ①「いじめは見えにくい」ということを認識し、児童生徒のささいな変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知する。
- ②学校は、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知などにより、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ③相談しやすい環境をつくるために、教職員と児童生徒、保護者の信頼関係の構築をはかるとともに、児童生徒が相談することの大切さに気づけるようにする。
- ④学校は地域に開かれた学校づくりを進める。また、地域では学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。

## (3) いじめに適切に対応するために

学校でのいじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をすることが大切です。そのため、学校ではいじめ対応マニュアルの充実を図り、関係する児童生徒への指導、支援のあり方や保護者との連携について全職員が共通理解をしておくことが必要です。

また、学校の取組の充実を図り、指導の効果を十分にあげるために、保護者の理解と協力が欠かせません。さらに事案によっては、心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局など関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしておくことが求められます。

## II いじめ防止等のための対策

### I 村の取組

村では、村長部局と教育委員会が連携していじめ防止等の取組を積極的に進めます。また、いじめ防止等に係る財政上の措置、人的な支援体制の整備など必要な措置を講ずるように努め、学校においていじめ防止等の取組が適切に実施されるように支援します。

#### (1) いじめ等対策連絡協議会

村及び教育委員会では、いじめ防止等に関する機関及び団体との連携を図るために、「いじめ等対策連絡協議会」を設置し、いじめ防止対策の強化を進めます。

その構成員には、学校、保護者、教育委員会、児童福祉や人権に関する機関の関係者、心理、福祉に関する専門的な知識を有する方、警察関係者などにより構成し、次のような事項について協議します。

- ①いじめ問題等の実態把握と根絶の方策の検討
- ②学校の取組についての協議、情報交換
- ③関係機関、関係団体などによるいじめ防止等の取組の共通理解
- ④新たな知見や見解に基づく予防教育のあり方

#### (2) 未然防止の取組

##### ア 学校の教育活動充実のための支援

- ①人権教育の視点に立った教育活動の推進、道徳教育及び体験活動の充実や、児童生徒のいじめ防止等のための教育活動に対する支援に努めます。
- ②いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずよう努めます。
- ③学校のいじめ防止等の取組の点検、充実の支援を図ります。

##### イ 広報・啓発活動

- ①家庭や地域を対象としたいじめ防止、情報モラル向上にかかる広報、啓発活動の実施に努めます。

##### ウ 学校と地域が組織的に連携、協働する体制の整備

- ①PTA や地域、関係団体が学校の教育活動にかかるための連携を促進します。
- ②幼児期から子どもの支援情報の確実な引継ぎなど地域支援体制の整備に努めます。

#### (3) 早期発見の取組

##### ア 早期発見、早期対応の取組への支援、援助

- ①学校の教育相談体制、指導体制への支援、援助
- ②学校におけるいじめを含む指導上の諸問題の日常的、定期的な把握
- ③いじめの早期発見のための家庭や地域への情報発信

#### イ 相談体制整備

- ①電話等でいじめの通報、相談を受け付ける学校外の窓口の整備とその周知
- ②児童生徒や保護者に対するいじめの早期発見のための定期的な調査

#### (4) いじめへの対応

##### ア 学校におけるいじめ問題の状況の把握と適切な措置

- ①学校へのいじめ事案の報告の指示、当該報告に係る事案についての必要な調査
- ②いじめ事案に係る学校の対応への指導、助言
- ③インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対応する体制整備の促進

##### イ いじめ問題への対応のための体制整備

- ①問題への対応のために、弁護士や医師、心理や福祉などの専門的な知識を有する多様な人材を活用できる体制の整備

#### (5) その他

- ①学校のいじめ防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証と成果の普及
- ②教員が児童生徒と共にすこし、向き合うことのできる時間を確保するため、学校マネジメント体制づくりへの支援
- ③学校の教育活動や学校運営に保護者や地域住民が参画する機会の促進

## 2 学校の取組

学校は、「いじめ防止等のための基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）」を基に、校長の強力なリーダーシップのもと「いじめ防止等の対策のための組織」を中心とした職員が共通理解し、保護者の協力を得たり、関係機関などと連携したりして、学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を推進します。

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、いじめ防止等の取組の年間計画などを「学校いじめ防止基本方針」として定めます。

「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進めます。

また、「学校いじめ防止基本方針」に定めたいじめ防止等の取組が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。

#### (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、複数の教職員、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な知識を有する方や、他の関係者により構成する「いじめの防止等の対策のための組織」を設置し、次のようないじめ防止等の取組を実効的に行います。

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成に関すること
- ②学校いじめ防止基本方針のPDCAサイクルの検証、必要に応じた見直しに関すること
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員間の情報共有に関すること
- ④いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応の中核としての役割

### (3) 未然防止の取組

学校では、すべての児童生徒を対象に、児童生徒が本来持っている良さや可能性を引き出すなど予防的、開発的な指導を推進し、健全な社会性を育むとともに、豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を慮り（おもんばかり）、自分も相手も大切にする態度を養います。また、児童生徒が過度のストレスをため込まないようにするとともにストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育むよう努めます。

#### ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

##### (ア) 日々の授業の充実

- ①三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を大切にした「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着
- ②「学習の約束」など授業中のルールを明確にした規律ある学習環境づくり
- ③思いやり、友情、生命の尊重、正義、公正公平、よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳の工夫

##### (イ) 児童生徒が主体的に取組む活動の位置付け

- ①相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考え方を伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定
- ②児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定

##### (ウ) 体験活動の充実

- ①児童生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己肯定感が高められる活動の工夫
- ②多様な価値観を認めあったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校間交流、地域の方と連携した行事の工夫

##### (エ) 職員の研修

- ①教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開
- ②いじめ防止等に係る教員のスキルアップを図る研修への参加、PTA等と連携して、子どもの理解などについての保護者と合同研修を実施

#### イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ①「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組などについて保護者や地域への発信と全校集会やPTA

### の会合、地区懇談会などの周知

- ②人権教育協調月間、アンケートなどの年間計画への位置付け
- ③保護者や地域とともにいじめ防止等の取組を考え合う機会の設定

### ウ 児童生徒のいじめ防止のための主体的活動の活用

- ①児童生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせなどの活動への支援

## (4) 早期発見の取組

学校の教職員は、日頃から児童生徒や保護者と信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えるよう努めます。また、いじめの可能性のある事象を発見したり、情報を得たりした場合は、一人で判断することなく、「いじめ防止等の対策のための組織」などと情報を共有し、複数で判断します。

### ア 日常活動を通した早期発見

- ①児童生徒の表情を観察したり、声がけするなど、共に過ごす時間の確保
- ②日記や生活記録を通した対話による児童生徒の気持ちの変化の把握
- ③職員会等での情報交換
- ④児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫

### イ 相談体制の充実

- ①児童生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫や校外相談窓口の周知
- ②保健室での相談などいつでもだれにでも相談できる工夫
- ③スクールカウンセラーの積極的な活用
- ④教育相談や相談の時間の設定などによる、すべての児童生徒との計画的な相談の実施
- ⑤校内「いじめ防止等の対策のための組織」を中心とした確実な情報共有

### ウ アンケートやチェックリストの活用

- ①無記名式など回答方法に配慮したアンケートにより児童生徒の学校内外の生活や心の変化の把握をするとともに面談を実施
- ②児童生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握
- ③チェックリストを用いた担任自らの学級経営の点検
- ④保護者向けアンケート、チェックリストを活用した家庭での早期発見の協力依頼

## (5) いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止等の対策のための組織」を中心とした組織的対応をします。そのために、「いじめ対応マニュアル」の充実を図り、全職員が組織的対応の仕方を共通理解しておくようにします。

- ①見通しをもった支援、指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解

- ②支援、指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定
- ③全体の把握（事実確認）／いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聞き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携などのポイントの共通理解
- ④いじめられた児童生徒、保護者への支援／必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的措置（別室での学習など）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、児童生徒に寄り添い支える体制づくりなど
- ⑤いじめた児童生徒への指導と保護者への助言／事実と気持ちの聞き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に理解を示しながらも毅然とした指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていくようななかかわりの継続など
- ⑥いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解
- ⑦村教育委員会への報告及び保護者への連絡と連携した支援、指導
- ⑧必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所）との連携体制構築

#### (6) ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗、中傷、名誉棄損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行うなどして情報端末機器の特性を理解するように努めます。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備することが必要です。

- ①未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。
- ②児童生徒間の情報に注意するなどインターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ③不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

#### (7) その他

##### ア 教員が児童生徒と向き合う時間の確保

学校では、教員が児童生徒と向き合い、共に過ごす時間を確保するため、教員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えたり、仕事の内容を整理したりするなどして、公務の効率化に努めます。

##### イ 学校評価や教員評価の取扱い

- ①学校評価でいじめ問題を取り扱う場合は、いじめの有無や認知件数の多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。
- ②教員評価で、いじめ問題を取り扱うに当たっては、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組などが評価されるよう留意する。

### 3 学校と家庭、地域、関係機関、関係団体が連携したいじめ防止等の取組

いじめ防止等の取組は、学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関、関係団体と連携して様々な取組を工夫することが有効です。

#### (1) 保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育みましょう。

また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが必要です。

- ①日頃から子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。
- ②子どもとともに過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化に気付くよう努める。
- ③学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、ふだんから学校とコミュニケーションをとるよう心がける。

#### (2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携

- ①PTA活動によるいじめ防止等の取組の推進
- ②地域人材の学校教育への参画
- ③児童生徒と家庭や地域の多くの大人が接するような取組の学校教育計画への位置づけ
- ④公民館活動や青少年健全育成事業へ児童生徒の積極的な参加
- ⑤地区懇談会などの地域における児童生徒の状況の把握

#### (3) 関係機関、関係団体との連携

- ①児童相談所や警察など関係機関、医療機関、子育てや福祉に係る機関との情報交換など日常的な連携
- ②外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用

### 4 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要です。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神等の疾患を発症した場合
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて

いる疑いがあると認めるとき。

○年間30日を目安とする。ただし、一定期間継続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

\*その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

## (1) 学校の対応

学校は、重大事態が発生した場合、村教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をします。そのため、各学校は『学校危機管理マニュアル作成の手引き』(長野県教育委員会 平成24年1月)などを参考にし、学校危機管理マニュアルを整備しておきます。

①事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」を中心とし、対策チームを組織

②関係児童生徒の事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援、指導

③関係機関（警察、医療、消防、教育委員会、PTAなど）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築

④いじめられた児童生徒の安全、安心の確保

「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全、安心を確保し、学習や他の活動が安心して行える環境を整備する。学校体制での見守りとスクールカウンセラーなどによる心のケアを継続する。

⑤いじめた児童生徒への指導

いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもとに継続する。

## (2) 教育委員会又は学校の対応

### ア 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は速やかに村教育委員会に報告します。村教育委員会は、村長に報告します。また、村教育委員会は、県教育委員会へも報告します。

### イ 重大事態の調査

村教育委員会は調査の主体を判断し、村教育委員会又は学校のもとに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。

#### (ア) 調査の主体の判断

村教育委員会は、今までの経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒の保護者の訴えなどを踏まえて、調査主体を判断します。学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合や学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断したような場合は、村教育委員会が調査の主体となります。

#### (イ) 調査組織

①調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家などの専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない(第

三者）の参加を図り、公平性、中立性、客観性を確保します。

②調査組織の設置にあたっては、県教育委員会から指導、助言を得るとともに専門的知識及び経験を有する候補者についての情報提供を依頼します。

#### （ウ）調査の実施

①調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生防止を図るもので

②因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聞き取りなどを行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にします。

\*いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか？ いじめの背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか？ 学校職員はどのように対応してきたか？

③村教育委員会又は学校は調査組織による調査に全面的に協力し、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要です。

④児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施することが必要です。亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指します。背景調査については、「国の基本方針」の（自殺の背景調査における留意事項）を十分配慮したうえで、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

### ウ 調査結果の提供及び報告

#### （ア）いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

①村教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係を適時、適切な方法で説明します。そのため、いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておくことが必要です。

②村教育委員会又は学校は、調査情報の提供にあたっては関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、その保護を理由に説明を怠ることのないようにします。

#### （イ）調査結果の報告

村教育委員会又は学校は、調査結果についても（2）ア「重大事態発生時の報告」のように報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、その調査結果の報告に添えます。

### エ 調査結果を踏まえた措置

村教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置など人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加措置などを行い、積極的に学校を支援します。

### （3）村長等による対応

（2）ウ（イ）「調査結果の報告」を受けた村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

**ア 再調査**

- ①再調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家などの専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない（第三者）の参加を図り、公平性、中立性、客観性を確保します。
- ②従前の経緯や事案の特性から、必要な場合、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、（2）イの調査に並行して村長による調査を実施することもあります。
- ③村長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、調査の進捗状況など及び調査結果を説明します。

**イ 再調査の結果を踏まえた措置等**

- ①村長は、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保したうえで、再調査の結果を議会に適切に報告します。
- ②村長及び村教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該再調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとします。